

香川県スポーツ少年団指導者協議会規程

(総 則)

第1条 この規程は、公益財団法人香川県スポーツ協会香川県スポーツ少年団設置規程第19条に規定された香川県スポーツ少年団指導者協議会（以下「協議会」という。）に関することを定める。

(目 的)

第2条 協議会は、香川県スポーツ少年団登録指導者（以下「指導者」という。）の相互の連帯と、資質、指導力の向上並びに指導活動の促進方策について協議し、スポーツ少年団活動に寄与することを目的とする。

(協議事項)

第3条 協議会は前条の目的を達成するため、次の各号について協議し香川県スポーツ少年団に意見を具申する。

- (1) 指導者の研修及び資質の向上に関すること。
- (2) 指導者の交流と情報交換、広報活動に関すること。
- (3) 指導者の社会的地位の向上に関すること。
- (4) 指導活動の安全対策に関すること。
- (5) 指導者育成策の研究に関すること。
- (6) 指導法と指導技術の研究開発に関すること。
- (7) その他前各号に関連すること。

(構 成)

第4条 協議会は各市町スポーツ少年団指導者協議会をもって構成する。

2 各市町スポーツ少年団は、その属する指導者協議会が選任した代表1名を香川県スポーツ少年団に届け出る。ただし、市の選出数は、登録指導者数により、別に定める。

第5条 協議会は本部長が招集し、毎年2回前条第2項の代表による協議会を開催する。

2 協議会の議事は、出席した代表の合意で決定する。

(運営委員会)

第6条 協議会に運営委員会を置く。

- 2 運営委員会は随時これを開催し、協議会の開催についての企画立案並びに準備運営にあたる。

第7条 運営委員会は次の運営委員で構成する。

委員長	1名
副委員長	2名以内
運営委員	13名以内

(運営委員の選出)

第8条 運営委員は第4条に定める代表のうちから次の各郡市ごとに1名を選出する。

東かがわ、さぬき、小豆、木田・香川、高松、綾歌、坂出、丸亀、仲多度、善通寺、三豊、観音寺。

- 2 前項のほか、委員長は香川県スポーツ少年団常任委員の承認を得て、学識経験者から3名以内の運営委員を委嘱することができる。
- 3 委員長及び副委員長は運営委員の互選で決める。
- 4 委員長は、協議会並びに運営委員会の議長となる。
- 5 副委員長は委員長を補佐し、委員長事故あるときはその職務を代行する。

(任 期)

第9条 代表並びに運営委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(規程の変更)

第10条 この規程は協議会の合意を得たのち、県スポーツ少年団常任委員会の承認を受けて変更することができる。

附 則

この規程は、昭和60年11月6日から施行する。

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

この規程は、平成18年3月18日から施行する。

この規程は、公益財団法人香川県体育協会の設立の登記の日（平成24年4月1日）から施行する。

この規程は、平成30年4月1日から施行する。